



第6回

ESG ファイナンス・アワード・ジャパン

投資家部門

間接金融部門

資金調達者部門

金融サービス部門

募集要項

令和6年9月

環境省

目次

1.	趣旨・目的	2
2.	昨年度からの主な変更点	3
3.	金融部門の概要・構成	4
4.	賞の種類	5
5.	全体スケジュール	5
6.	応募	6
	(1) 応募期間	6
	(2) 応募対象・資格	6
	(3) 応募方法	6
7.	審査	8
	(1) 審査方法・審査項目の概要	8
	(2) 選定委員会	9
	(3) 審査基準	10
	<投資家部門>	10
	<間接金融部門>	13
	<資金調達者部門>	15
	<金融サービス部門>	17
	(4) 特別賞及びテーマ別賞について	21
8.	結果発表・表彰式	23
	(1) 結果発表	23
	(2) 表彰式	23
	(3) 審査のフィードバック	23
9.	お問合せ先	23

1. 趣旨・目的

2015年12月のパリ協定採択以来、世界の平均気温上昇を産業革命と比べて少なくとも2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力が世界中で進められてきたものの、2050年までのカーボンニュートラル実現のためには更なる取組が必要との認識のもと、あらゆる関係者が2030年の排出削減目標の達成に向けた取組を加速しています。

また、2022年12月には、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるという世界目標（ネイチャーポジティブ）に向けて、陸域と海域の30%以上の保全やビジネスにおける生物多様性への影響評価・情報開示を促進し、自然資本を守り、維持・回復させることを目指す「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

さらに、気候変動問題、天然資源の枯渇、生物多様性や生態系への悪影響など様々な環境課題と密接に関係する大量生産・大量消費型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が世界的に目指されています。

地球は「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」という「三つの危機」に直面しており、人類の活動は地球の環境収容力（プラネッタリー・バウンダリー）を超えつつあります。気候変動と自然の劣化、資源採掘と自然破壊、脱炭素化と資源循環利用など、環境課題は相互に影響しあっており、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を加速度的かつ包括的に進める必要があります。

こうした中、金融業界においては、投資、銀行、保険の業務におけるESGリスクの考慮にとどまらず、持続可能な社会への移行に貢献することを目指して環境・社会・経済へのインパクトを追求する「インパクトファイナンス」の取組を推進する方向への転換を見せてています。加えて、投融資先に対するエンゲージメントの重要性や、ESG金融の取組に関する情報開示の重要性が一層強調されています。

これらの取組は、我が国全体で推し進めていくとともに、各地域においても、多様な自然条件や産業構造を踏まえた持続可能な社会への「公正な移行」と「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現すべく、自治体や企業等が持続可能で地域の環境・社会・経済へポジティブなインパクトをもたらす取組を行うことが求められており、これを支えるESG金融の重要性はますます高まっています。

そこで環境省では、企業などのビジネスモデルを持続可能なものへと移行することを支え、環境・社会・経済に対してインパクトを与える取組を促進する投資家、金融機関、金融サービス事業者及びそれら資金を活用する資金調達者について、企業規模に関わらずインベストメント・チェーンにおける役割に応じて優れた組織や先進的な取組、他の模範となるような取組などを評価・表彰し、広く社会で共有することにより、ESG金融のさらなる普及・拡大とその質の向上につなげることを目的として、環境大臣が表彰するESGファイナンス・アワード・ジャパン（以下、「本アワード」という。）を実施します。

2. 昨年度からの主な変更点

今年度は以下の点を主に変更しています。

項目	昨年度からの変更点
賞の種類	<ul style="list-style-type: none">令和5年度より新設したテーマ別賞（カーボンニュートラル賞、ネイチャーポジティブ賞、サーキュラーエコノミー賞）について掲載。うちカーボンニュートラル賞については、気候変動適応の観点も含めることを明記。
応募方法等	<ul style="list-style-type: none">応募対象・資格について、「持株会社」の応募と連名応募に関する考え方を明確化。応募方法について、ウェブ上でのエントリーを可能とし、専用ウェブサイトを設置。
審査項目	<ul style="list-style-type: none">第6次環境基本計画の内容を反映し、特に「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「サーキュラーエコノミー」の分野で、金融市場や自社の本業に関連する取組を重視。また、これらを組み合わせた統合的な取組を高く評価する旨を明記。「特別賞」「テーマ別賞」の趣旨や位置づけ・特徴、選定の視点等を詳説した項目6.(4)の掲載。総合的・包括的評価となる「金/銀/銅賞」との違い（エントリー項目の簡素化）、応募上の要点等を追記。
審査基準	<ul style="list-style-type: none">第6次環境基本計画を踏まえた「ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資拡大」「これらの同時達成に向けた統合的な資金の流れ創出」「支援の必要な中堅・中小企業への伴走支援を通じた経営貢献・普及啓発/個人等のウエルビーイングをもたらすESG投資・金融の普及啓発」の基準の新規追加。ガバナンス要素としてのエンゲージメントや人材開発の新規追加。インパクト情報の開示の明確化。「特別賞」「テーマ別賞」の選定の視点を明確化して掲載。

3. 金融部門の概要・構成

ESG ファイナンス・アワード・ジャパンでは、ESG 金融に関する取組を積極的に行う企業及び金融機関を幅広く表彰するために、投資家部門、間接金融部門、資金調達者部門、金融サービス部門の 4 部門を設定しました。また、投資家部門、金融サービス部門では、インベストメント・チェーンにおいて求められる役割ごとにサブ部門を設定しています。

＜部門概要＞

部門名	サブ部門	表彰すべき内容概要
投資家部門	アセットオーナー部門	自らの理念、行動原則、投資方針等を踏まえ、投資サイクル全体で ESG 投資を推進し、環境・社会に対してインパクトを与えると想定される取組
	アセットマネージャー部門	資産運用・エンゲージメント（議決権行使を含む）において ESG 要素を組み入れるとともに、インパクトの創出を意図して実践している取組
間接金融部門	—	ESG 要素の考慮による取引先の価値向上や金融・非金融の取組を通じて、産業の競争力強化や地域循環共生圏の構築等に資するポジティブなインパクトを創出している取組
資金調達者部門	—	インパクトの創出を目的とした取組の資金調達において、ESG 関連の債券や融資等を活用し、関連市場の拡大に貢献している事例や資金調達者の取組
金融サービス部門	証券部門	ESG 投資の拡大に貢献する債券等の発行支援（引受）や金融商品の販売により、環境・社会へのインパクトを創出すると期待される事業や企業等への資金供給を促進している取組
	保険部門	顧客の ESG 要素を考慮した取組を促進するとともに、環境・社会へのポジティブなインパクトの創出に貢献する保険商品・サービスの提供及び関連する取組
	評価・情報提供部門	上記部門に分類されない ESG 金融に関する情報・サービスの提供（有償・無償を問わず）により市場における情報の非対称性の緩和と関連市場の拡大に寄与している取組

4. 賞の種類

① 金賞/銀賞/銅賞

本アワード金融部門では、4つの各部門で金賞（1社程度）、銀賞（1～2社程度）、銅賞（1～2社程度）を選定します。金・銀・銅賞は、応募者の組織的及び商品・サービスにおける取組を総合的に評価して高い水準の取組を評価します。

金賞、銀賞は環境大臣賞として、銅賞は選定委員長賞として表彰します。

② 特別賞

応募者の特定の取組が先進的あるいは特徴的であると認められた場合や、企業規模に照らして優れた取組を行っている場合に、特別賞として表彰します（4つの各部門で1社程度）。

特別賞は、選定委員長賞として表彰します。

③ テーマ別賞（CN賞/NP賞/CE賞）

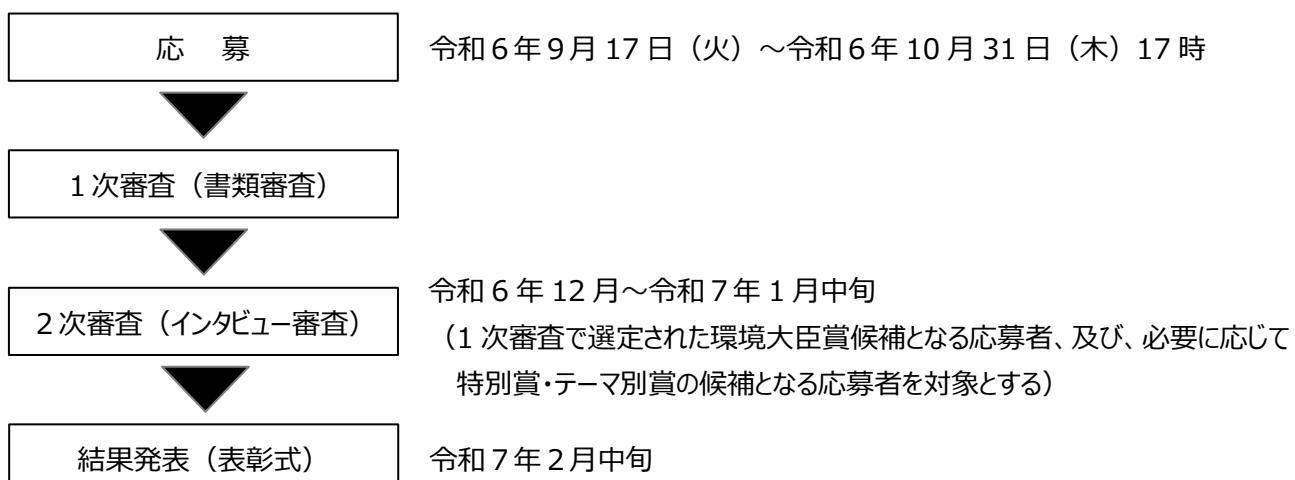
カーボンニュートラル（CN）、ネイチャーポジティブ（NP）、循環経済/サーキュラーエコノミー（CE）、に関する取組について特に優れているものを、テーマ別に表彰します（金融部門全体で3つの賞それぞれ1社程度）。適切な場合は、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等への取組の統合・シナジーの観点も考慮します。

各テーマ別賞は、選定委員長賞として表彰します。

なお、複数主体からそれぞれ別部門において同一の取組事例に関する応募申請がなされた場合、連携した取組事例として連名で表彰する場合があります。

また、応募状況及び評価結果によっては、各賞について表彰企業・団体がない場合があります。

5. 全体スケジュール



※諸状況によりスケジュールは変更となる場合がございます。

6. 応募

(1) 応募期間

令和6年9月17日（火）～令和6年10月31日（木）17時

(2) 応募対象・資格

次の①～⑥の要件をすべて満たさなければなりません。

- ① 応募する取組内容に必ず E（環境）の要素が含まれていること。
- ② 対象とする取組に直接的に関与した金融機関、発行体、評価機関、諸団体であること。
なお、取組内容に応じて、関与した金融機関、発行体、評価機関、諸団体による連名での応募は可能です。ただし、連名で申請した場合でも、連名いただいたすべての機関・団体が同時に表彰されない可能性がありますので、ご了承ください。
- ③ フィナンシャルグループ等持株会社による申請は、資金調達者部門を除き、原則として受け付けておりません。取組の主体となる傘下の個社ごとにご提出ください（連名も可能）。持株会社は、環境サステナブル企業部門への応募をご検討ください。
- ④ 応募する取組内容が中核的な部分において公開可能なこと（受賞決定後、受賞理由等で公表可能な一部の内容について公表を行う予定です）。
- ⑤ インタビュー審査に対応できること（応募者は事務局からの連絡を受けて日程調整にご協力ください）。
- ⑥ 前年度、今年度において、監督官庁による行政処分を受けていないこと。また、法令違反や重大な懸念事項が生じていないこと。

※応募申請書提出後に上記に該当する事案が発生した場合は、すみやかに事務局までご申告ください。

※表彰式当日までの審査期間中に、上記に該当する事案が発生し、各国の当局や監督官庁による行政処分や強制捜査が行われた場合は、審査対象外とします。また、審査期間中及び結果発表後に上記に該当することが疑われる事案が生じた場合、もしくは結果発表後に上記に該当する事案が生じた場合は、選定委員会において都度情報収集及び検討を行い、判断します。

(3) 応募方法

原則として、オンライン上のエントリーフォームにて応募を受け付けます。下記のエントリー専用ウェブサイトにアクセスし、エントリーフォームに必要事項を記入して応募してください。

エントリー専用ウェブサイト：<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/kinyu/2024/>

セキュリティ上の理由により、エントリー専用ウェブサイトでの応募が難しい場合には電子メールでの資料提出が可能です。メールの件名には、「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン（金融部門）応募書類」等、金融部門への応募であることを明記してください。

<エントリーフォーム・応募申請書記入上の留意点>

- ✓ 申請部門によりエントリーフォーム・応募申請書のファイルが異なります。
- ✓ 提出された応募書類は本アワードの評価以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は評価結果に関わらず返却しません。

- ✓ 応募書類等の作成費用や応募に要する経費は応募者の負担とします。
- ✓ 同一企業・団体による複数の部門への応募は可能です。
- ✓ 資料に不備がある場合は、評価対象になりません。募集要項等を熟読の上、注意してご記入ください。

7. 審査

(1) 審査方法・審査項目の概要

本アワードでは、学識経験者及び環境金融関連の有識者から構成される「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン選定委員会」（事務局を含む）において、応募内容を審査基準に基づき、1 次審査（書類審査）を行います。その後、受賞候補に絞られた応募者に対して、必要に応じて 2 次審査（インタビュー審査）を行い、最終的な受賞者を確定します。

① 1 次審査（書類審査）

1 次審査では、サブ部門ごとに定められている審査基準に基づき、申請内容を評価し、ESG 金融の有識者で構成される選定委員会を開催し、2 次審査に進む金融機関・企業等を選定します。審査基準に基づく申請内容の評価は選定委員及び事務局にて行います。

審査項目の概要は以下の通りです。各部門の審査基準については、次頁以降をご確認ください。

<審査項目（概要）>

審査項目	概要
目標・戦略・フレームワーク	<ul style="list-style-type: none">事業や取組、プロジェクトが、ESG 金融の拡大や環境・社会に対してポジティブなインパクトを与えることを意図してはじめられており、中/長期目標に基づく戦略および実効性のある取組計画が設定されている。そのための体制構築や組織内外の連携、実施プロセスが取られている。取組に対する適切な目標・計画を設定し、進捗状況を開示している。第 6 次環境基本計画を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資の拡大を図っている。適切な場合は、これらの同時達成に向けた統合的な資金の流れを生み出している。第 6 次環境基本計画を踏まえ、支援の必要な中堅・中小企業に対し、伴走支援を通じたサステナビリティ経営への貢献や普及啓発を行っている。又は、個人・消費者に対し、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらすような ESG 投資・金融の普及啓発を行っている。
透明性	<ul style="list-style-type: none">実施プロセスでは、その実施事項や評価に関する情報が適切に説明・開示され、必要に応じて第三者機関等からの認証を受けるなど透明性が担保されている。中/長期の目標や取組計画に対する進捗が適切に説明・開示されている。
体制・実績	<ul style="list-style-type: none">中/長期の目標を達成するための経営層のコミットメント及びそれを実現するための PDCA 体制が確認できる。実績として、ESG 金融に関連する取組数、投融資金額、投融資割合、エンゲージメント件数等が他社や前年度と比較して多い。ESG 金融の普及促進・ポジティブインパクト創出に向けたステークホルダー・エンゲージメントを組織として行っている。（例：政策提言や政府への働きかけ（アドボカシー）、鍵となる地域の関係者の巻き込みや協働）ESG 金融やインパクトファイナンス実践のために組織内の人材開発を行っている。
インパクト*	<ul style="list-style-type: none">環境や社会に対してポジティブなインパクトを与えることを意図するとともに、他の環境に関する事項や社会に対して、大きなネガティブなインパクトを及ぼしていないことを確認している。また、そのインパクトに対する測定、管理を行っている。また、そのインパクトは、資金供給が行われなければ発生しないものであり、資金供給が行われたことで発生している。（追加性）把握されたインパクト（成果）を報告・開示している。
新規性・波及性	<ul style="list-style-type: none">実施プロセス等において、市場に対する新規性があり、他社の取組と比較して利点がある。取組が自社にとって新たな挑戦であり、今後の当該企業の行動様式にポジティブな影響を与えること

	<p>につながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の課題を克服しており、裾野の拡大に寄与している。（チャレンジ性）
※	E（環境）については、特に「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「サーキュラーエコノミー」の分野で、金融市場や自社の本業に関連する取組を重視します。また、これらを組み合わせた統合的な取組を高く評価します。
※	第6次環境基本計画については、こちら（ https://www.env.go.jp/council/02policy/41124_00012.html ）をご参照ください。
※	インパクトについては、環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」（令和2年7月）をご参照ください。 (http://www.env.go.jp/press/files/jp/114284.pdf)

② 2次審査（インタビュー審査）

2次審査では、1次審査により受賞候補に選定された金融機関・企業等を対象に、必要に応じてインタビューを行います。インタビューは令和6年12月～令和7年1月中旬を予定しております。インタビューでは、経営層のコメントメントや取組に対する理解度等を評価し、受賞企業を選定します。

（2）選定委員会

選定委員会の構成メンバーは以下となります。下記の選定委員会において1次審査及び2次審査（インタビュー）を実施します。なお、環境大臣賞は、選定委員会の審査結果に基づき環境大臣が決定します。

＜委員長＞

北川 哲雄 青山学院大学名誉教授、東京都立大学特任教授

＜委員＞（五十音順）

荒井 勝	NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム 会長
江夏 あかね	野村資本市場研究所 野村サステナビリティ研究センター長
竹ヶ原 啓介	政策研究大学院大学 教授
馬場 末希	株式会社日経 BP 日経 ESG 編集長
夫馬 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役 CEO、信州大学グリーン社会協創機構 特任教授
安井 友紀	Glasgow Financial Alliance for Net Zero アジア太平洋ネットワーク マネージングディレクター
家森 信善	神戸大学経済経営研究所 教授

(3) 審査基準

本アワードでは、日本の金融市場において環境・社会へのインパクトを創出するような ESG 金融の取組の拡大・普及及その質の向上につなげるとの観点から設定した 5 つの審査項目（前掲）に沿って、インベストメント・チェーン上で求められる役割を踏まえ、部門・サブ部門ごとに審査基準を策定しています。

<投資家部門>

- 投資家部門では、ESG 要素に考慮した投資（ESG 投資）を積極的に行っている機関・団体の取組を表彰します。ESG 投資の対象は、すべてのアセットクラスを対象とします。
- サブ部門として、「アセットオーナー部門」「アセットマネージャー部門」を設置し、役割に応じた審査基準に基づき、受賞企業の選定を行います。サブ部門については、応募者自らが選択できます。

(i) アセットオーナー部門

○概要

- 自らの理念、行動原則、投資方針等を踏まえ、投資サイクル全体で ESG 投資を推進し、環境・社会に対してインパクトを与えると想定される取組を表彰します。

○申請対象

- 前年度及び今年度の応募締切日までに実施した上記概要に関連する取組
(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで上記期間以前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、上記期間以前に定めた内容も対象となります。透明性、体制・実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は上記期間に実施された取組が対象となります。なお、申請においては上記期間の取組かそれ以前の取組かはわかるように記載ください。)

○想定応募者

- アセットオーナー（公的年金、企業年金、生命保険会社等）

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目*】	<ul style="list-style-type: none">✓ 自らの理念、ESG 要素（「E」を含むことが必須）を考慮した行動原則を踏まえた投資方針や自社のインパクト戦略（環境・社会・経済に対しどのようなポジティブインパクトを発現・増大していくのかという狙い）を策定している。中/長期の目標や投資戦略を策定し、実効性のある取組計画とその進捗状況を開示している。また、それらを踏まえ、資産配分や資産運用会社の選定、モニタリング、組織内外が連携した取組を実施。資産運用会社のエンゲージメントの質を担保するための仕組みを構築している。✓ 第 6 次環境基本計画を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資の拡大を図っている。適切な場合は、これらの同時達成に向けた統合的な資金の流れを生み出している。✓ 第 6 次環境基本計画を踏まえ、支援の必要な中堅・中小企業に対し、伴走支援を通じたサステナビリティ経営への貢献や普及啓発を行っている。又は、個人・消費者に対し、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらすような ESG 投資・金融の普及啓発を行っている。
透明性	<ul style="list-style-type: none">✓ ESG 投資を含む資産運用状況、スチュワードシップコードに基づいた取組及び目標に関する進捗等について、受益者に対して、具体的かつ透明性高く説明/開示がされている。

	- 資産運用状況及び委託先の開示、選定理由等が開示されているか。
体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中/長期の目標を達成するための経営層のコミットメント及びそれを実現するためのPDCA体制が確認できる。 ✓ 運用額におけるESG要素を組み入れた運用額の割合/ESG要素を組み入れたエンゲージメントを多く実践している（委託している運用会社から報告を受けたエンゲージメントの実施件数）。 ✓ ESG金融の普及促進・ポジティブインパクト創出に向けたステークホルダー・エンゲージメントを組織として行っている。（例：政策提言や政府への働きかけ（アドボカシー）、鍵となる地域の関係者の巻き込みや協働） ✓ ESG金融やインパクトファイナンス実践のために組織内の人材開発を行っている。
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資先の事業やプロジェクトが及ぼすインパクトを把握して開示しており、そのポジティブなインパクトの拡大やネガティブなインパクトの抑制に向けて、投資行動や運用委託先のエンゲージメントを通じて、投資先企業の行動を環境・社会に対してインパクトを与える取組に移行させている。 <ul style="list-style-type: none"> - 自らのポートフォリオのインパクトを特定、エンゲージメントの成果の測定、インパクトの創出を目的に、ポートフォリオや投資行動の見直しがされているか。 ✓ 把握されたインパクト（成果）を報告・開示している。
新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取組に市場に対する新規性があり、さらにESG投資の拡大やサステナブルファイナンスの拡大につながる可能性が認められる。 ✓ 取組が自社にとって新たな挑戦であり、今後の当該企業の行動様式にポジティブな影響を与えることにつながる。 ✓ ESG投資の拡大に向けイニシアティブ等にも積極的に署名・参加している。

*重点項目については、採点時に重視します。

(ii) アセットマネージャー部門

○概要

- ・ 資産運用・エンゲージメント（議決権行使を含む）においてESG要素を考慮するとともに、インパクトの創出を意図して実践している取組を表彰します。

○申請対象

- ・ 前年度及び今年度の応募締切日までに実施した上記概要に関連する取組
(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで上記期間以前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、上記期間以前に定めた内容も対象となります。透明性、体制・実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は上記期間に実施された取組が対象となります。なお、申請においては上記期間の取組かそれ以前の取組かはわかるように記載ください。)

○想定応募者

- ・ アセットマネージャー（資産運用会社、プライベートエクイティ等）

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目*】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ESGに関連する運用哲学や責任投資方針に基づき、取組を通じて実現したい目的やビジョン、自社のインパクト戦略（環境・社会・経済に対しどのようにポジティブインパクトを発現・増大していくかという狙い）が設定されている。また、それにに基づき中/長期の目標や投資方針、実効性のある取組計画の策定及び投資行動、商品開発、エンゲージメント、組織内外が連携した取組等が行われており、進捗状況を開示している。

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第6次環境基本計画を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資の拡大を図っている。適切な場合は、これらの同時達成に向けた統合的な資金の流れを生み出している。 ✓ 第6次環境基本計画を踏まえ、支援の必要な中堅・中小企業に対し、伴走支援を通じたサステナビリティ経営への貢献や普及啓発を行っている。又は、個人・消費者に対し、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらすようなESG投資・金融の普及啓発を行っている。
透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ESG関連の投資方針や実践内容が適切に説明/開示がされている。また、中/長期の目標・計画に対する進捗が説明/開示されている。 ✓ エンゲージメントにおいて、評価方針や評価方法等が適切に説明/開示がされている。
体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中/長期の目標を達成するための経営層のコミットメント及びそれを実現するためのPDCA体制が確認できる。 ✓ 資産においてESG要素を考慮した運用を行っている規模/割合が多い。 ※日本への貢献として以下を確認 <ul style="list-style-type: none"> - 国内市場での運用額・エンゲージメント - 国内投資家の預かり資産の海外での運用額 ✓ ESG金融の普及促進・ポジティブインパクト創出に向けたステークホルダー・エンゲージメントを組織として行っている。(例:政策提言や政府への働きかけ(アドボカシー)、鍵となる地域の関係者の巻き込みや協働) ✓ ESG金融やインパクトファイナンス実践のために組織内の人材開発を行っている。
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資先の事業やプロジェクトが及ぼすインパクトを把握して開示しており、そのポジティブなインパクトの拡大やネガティブなインパクトの抑制に向けて投資行動やエンゲージメントを行い、投資先企業の行動を環境・社会に対してインパクトを与える取組に移行させている。 <ul style="list-style-type: none"> - 自らのポートフォリオのインパクトの特定、エンゲージメントの成果の測定、インパクトの創出を目指したポートフォリオや投資行動、エンゲージメントの見直しがされているか。 ✓ 把握されたインパクト(成果)を報告・開示している。
新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取組に市場に対する新規性があり、さらにESG投資の拡大につながる可能性が認められる。 ✓ 取組が自社にとって新たな挑戦であり、今後の当該企業の行動様式にポジティブな影響を与えることにつながる。 ✓ ESG投資の拡大に向けイニシアティブ等にも積極的に署名・参加している。

*重点項目については、採点時に重視します。

<間接金融部門>

○概要

- ・ ESG 要素の考慮による取引先の価値向上や金融・非金融の取組を通じて、産業の競争力強化や地域循環共生圏の構築等に資するポジティブなインパクトを創出している取組を表彰します。

○申請対象

- ・ 前年度及び今年度の応募締切日までに実施した上記概要に関連する取組
(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで上記期間以前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、上記期間以前に定めた内容も対象となります。透明性、体制・実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は上記期間に実施された取組が対象となります。なお、申請においては上記期間の取組かそれ以前の取組かはわかるように記載ください。)

○想定応募者

- ・ 銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、リース会社、信用保証協会等

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 中長期的に持続可能な社会や地域、産業を構築していくために注力すべき領域や課題を特定し、それに関連する中/長期の目標、経営戦略（環境・社会・経済に対しどのようなポジティブインパクトを発現・増大していくのかという自社のインパクト戦略を含む）を策定して中期経営計画に記載しており融資方針、実効性のある取組計画等を定め、進捗状況を開示している。✓ 上記の方針等に基づいた活動を推進するためのプロセス及び体制が構築され、場合によっては地域内外のステークホルダーと連携した取組をしている。✓ 第6次環境基本計画を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資の拡大を図っている。適切な場合は、これらの同時達成に向けた統合的な資金の流れを生み出している。✓ 第6次環境基本計画を踏まえ、支援の必要な中堅・中小企業に対し、伴走支援を通じたサステナビリティ経営への貢献や普及啓発を行っている。又は、個人・消費者に対し、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらすようなESG投資・金融の普及啓発を行っている。
透明性	<ul style="list-style-type: none">✓ ステークホルダー等に対して透明性を確保する取組が実施されている。また、中/長期の目標・計画に対する進捗を説明/開示している。
体制・実績	<ul style="list-style-type: none">✓ 中/長期の目標を達成するための経営層のコミットメント及びそれを実現するためのPDCA体制が確認できる。✓ 活動の進捗を測るために指標を定めており、その値が多いあるいは増加傾向にある。✓ ESG金融の普及促進・ポジティブインパクト創出に向けたステークホルダー・エンゲージメントを組織として行っている。（例：政策提言や政府への働きかけ（アドボカシー）、鍵となる地域の関係者の巻き込みや協働）✓ ESG金融やインパクトファイナンス実践のために組織内の人材開発を行っている。
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 金融機関自身の取組あるいは、融資や人材紹介・ビジネスマッチング・コンサルティング等の各種支援を通じて促進された取引先企業の取組が持続可能な社会や地域の構築に寄与しており、それらのインパクトを把握して開示している。また、ネガティブなインパクトがある場合の対応策を定めている。✓ 把握されたインパクト（成果）を報告・開示している。

新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取組に市場に対する新規性や独自性があり、その点がステークホルダーの持続可能な社会や地域、産業の構築に資する取組を気付かせ、開始、促進させている。 <ul style="list-style-type: none"> - ステークホルダーや他金融機関等への波及効果があるか。 ✓ 取組が自社にとって新たな挑戦であり、今後の当該企業の行動様式にポジティブな影響を与えることにつながる。
---------------------------	---

*重点項目については、採点時に重視します。

※地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

詳細は以下を参照ください。

(地域循環共生圏：<http://chiikijunkan.env.go.jp/>)

<資金調達者部門>

○概要

- ・ インパクトの創出を目的とした取組の資金調達において、ESG 関連の債券や融資等を活用し、関連市場の拡大に貢献している事例や資金調達者の取組を表彰します。

○申請対象

- ・ 前年度及び今年度の応募締切日までに発行した債券や調達したローン等
※具体的にはグリーンボンド・ローン、サステナビリティボンド・ローン、サステナビリティリンクボンド・ローン、トランジションボンド・ローン、及びポジティブインパクト金融原則に則した融資等を対象として想定。
(対象期間内に複数回発行した場合、1つの申請書でまとめて記載いただいて構いません。)

○想定応募者

- ・ 企業、銀行・金融機関（調達※）、地方自治体、政府系機関等
※銀行・金融機関に関しては、市場からの資金調達が対象
※申請は資金調達者単位を想定。複数事例がある場合は、各申請項目でどの事例の内容かわかるように記載してください。

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目*】	<ul style="list-style-type: none">✓ 資金調達を行うにあたり、対象となる事業等が貢献する ESG 関連の課題等が発行体のサステナビリティ等に関する戦略、ビジョン等に位置づけられており、自社のインパクト戦略（環境・社会・経済に対しどのようなポジティブインパクトを発現・増大していくのかという狙い）が設定されている。それに応じたフレームワークが適切である。✓ 中/長期の目標にもとづき実効性のある取組計画が設定されており、取組が継続して実施されるような体制づくり、仕組み化、ステークホルダーとの連携がなされ、進捗状況が開示されている。✓ 第 6 次環境基本計画を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資の拡大を図っている。適切な場合は、これらの同時達成に向けた統合的な資金の流れを生み出している。✓ 将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらすような ESG 投資・金融を行っている。
透明性	<ul style="list-style-type: none">✓ 対象事業・プロジェクト及び中/長期の目標に対する進捗状況及びインパクトが説明/開示されている。✓ 上記目的を達成するために定められた取組について外部機関によるレビュー又は専門的知識に基づく内部レビューを受け、適切な評価を得ている。
体制・実績	<ul style="list-style-type: none">✓ 中/長期の目標を達成するための経営層のコミットメント及びそれを実現するための PDCA 体制が確認できる。✓ 資金調達の中心として対象の金融商品を位置付けている。 -対象事例の金額が占める長期借入金と社債残高の合計値に対する割合✓ ESG 金融の普及促進・ポジティブインパクト創出に向けたステークホルダー・エンゲージメントを組織として行っている。（例：政策提言や政府への働きかけ（アドボカシー）、鍵となる地域の関係者の巻き込みや協働）✓ ESG 金融やインパクトファイナンス実践のために組織内の人材開発を行っている。
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none">✓ 調達した資金の充当対象事業等から追加的に生じる（もしその事業が行われなければ生じなかつた）環境改善効果等、環境・社会へのポジティブなインパクトを特定しており、そのインパクトが大きい/環境課題の解決等に重要と判断される。また、ネガティブなインパクトがある場合の対応策を定めて開示している。

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 把握されたインパクト（成果）を報告・開示している。
新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取組に市場に対する新規性や独自性があり、対象となる金融商品等の市場拡大や同様の債券・ローン等の拡大に寄与している。 ✓ 取組が自社にとって新たな挑戦であり、今後の当該企業の行動様式にポジティブな影響を与えることにつながる。

*重点項目については、採点時に重視します。

<金融サービス部門>

- ・ 金融サービス部門では、ESG 金融市場の発展に貢献する金融商品の拡大や、インフラ整備を積極的に行っている機関・団体の取組を表彰します。
- ・ サブ部門として「証券部門」「保険部門」「評価・情報提供部門」を設置し、それぞれの審査基準に基づき、受賞金融機関の選定を行います。なお、サブ部門については、応募者自らが選択できます。

(i) 証券部門

○概要

- ・ ESG 投資の拡大に貢献する債券等の発行支援（引受）や金融商品の販売により、環境・社会へのインパクトを創出すると期待される取組への資金供給を促進した取組を表彰します。

○申請対象

- ・ 前年度及び今年度の応募締切日までに実施した上記概要に関連する取組
(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで上記期間以前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、上記期間以前に定めた内容も対象となります。透明性、体制・実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は上記期間に実施された取組が対象となります。なお、申請においては上記期間の取組かそれ以前の取組かはわかるように記載ください。)

○想定応募者

- ・ 証券会社、銀行等金融機関（発行支援、引受、投信販売等）等

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目*】	<ul style="list-style-type: none">✓ ESG 要素を含む債券等の発行支援（引受）及び金融商品等の販売に関する企業としてのインパクト戦略（環境・社会・経済に対しどのようなポジティブインパクトを発現・増大していくのかという狙い）を設定し、中/長期の目標設定や方針・戦略を策定している。また、その方針・戦略に基づき実効性のある取組計画を策定、体制を構築し、組織内外が連携して取組を行い、進捗状況を開示している。（環境・社会へのインパクトの創出を考慮されているか。）✓ 第 6 次環境基本計画を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資の拡大を図っている。適切な場合は、これらの同時達成に向けた統合的な資金の流れを生み出している。✓ 第 6 次環境基本計画を踏まえ、支援の必要な中堅・中小企業に対し、伴走支援を通じたステナビリティ経営への貢献や普及啓発を行っている。又は、個人・消費者に対し、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらすような ESG 投資・金融の普及啓発を行っている。
透明性	<ul style="list-style-type: none">✓ ESG 要素を含む債券等の引受及び金融商品の販売に伴い、投資家が資金用途の対象事業や金融商品について具体的かつ透明性高く把握できるような取組を行っている。
体制・実績	<ul style="list-style-type: none">✓ 中/長期の目標を達成するための経営層のコミットメント及びそれを実現するための PDCA 体制が確認できる。✓ ESG 関連の債券等の引受金額及び件数が多い。✓ 関連する金融商品の販売額、あるいは全体の金融商品の販売額に占める ESG 関連の販売額が多い。✓ ESG 金融の普及促進・ポジティブインパクト創出に向けたステークホルダー・エンゲージメントを組織として行っている。（例：政策提言や政府への働きかけ（アドボ

	カシー）、鍵となる地域の関係者の巻き込みや協働) ✓ ESG 金融やインパクトファイナンス実践のために組織内の人材開発を行っている。
インパクト 【重点項目】	✓ 引受や商品販売を通じて、発行体及び関連する主体の環境・社会へのポジティブなインパクトの創出につながる取組を促進させている。 ✓ また、促進した取組により生じた（生じうる）インパクトを把握して開示している。
新規性・波及性 【重点項目】	✓ 取組に市場に対する新規性があり、ESG 投資の拡大や発行体及び企業等のサステナビリティに関する取組の拡大につながっている。 ✓ 取組が自社にとって新たな挑戦であり、今後の当該企業の行動様式にポジティブな影響を与えることにつながる。 ✓ ESG 投資の拡大に向けイニシアティブ等にも積極的に署名・参加している。

*重点項目については、採点時に重視します。

(ii) 保険部門

○概要

- 顧客の ESG 要素を考慮した取組を促進するとともに、環境・社会へのポジティブなインパクトの創出に貢献する保険商品・サービスの提供及び関連する取組を表彰します。

○申請対象

- 前年度及び今年度の応募締切日までに実施した上記概要に関連する取組
(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで上記期間以前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、上記期間以前に定めた内容も対象となります。透明性、体制・実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は上記期間に実施された取組が対象となります。なお、申請においては上記期間の取組かそれ以前の取組かはわかるように記載ください。)

○想定応募者

- 損害保険会社、少額短期保険会社等

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目*】	✓ 自社のインパクト戦略（環境・社会・経済に対しどのようなポジティブインパクトを発現・増大していくのかという狙い）を策定し、ESG 要素を考慮した経営戦略のもと、顧客の関連する取組を促進するための商品・サービス開発・提供を行っている。 ✓ 保険の引受業務を行うための中/長期の目標とそれに基づく方針・戦略、実効性のある取組計画を策定して、体制を構築し、組織内外が連携して取組を行い、進捗状況を開示している。 ✓ 第 6 次環境基本計画を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資の拡大を図っている。適切な場合は、これらの同時達成に向けた統合的な資金の流れを生み出している。 ✓ 第 6 次環境基本計画を踏まえ、支援の必要な中堅・中小企業に対し、伴走支援を通じたサステナビリティ経営への貢献や普及啓発を行っている。又は、個人・消費者に対し、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらすような ESG 投資・金融の普及啓発を行っている。
透明性	✓ 「目標・戦略・フレームワーク」の記載事項及び中/長期の目標に対するその進捗が説明/開示されている。また、目標と差異がある場合には説明がされている。あるいはその方針が定められ、説明/開示されている。 ✓ 顧客等への説明に対する透明性が担保されている。

体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中/長期の目標を達成するための経営層のコミットメント及びそれを実現するためのPDCA体制が確認できる。 ✓ 環境課題や社会課題の解決につながる商品・サービスの販売件数/販売額が多い。 ✓ ESG金融の普及促進・ポジティブインパクト創出に向けたステークホルダー・エンゲージメントを組織として行っている。（例：政策提言や政府への働きかけ（アドボカシー）、鍵となる地域の関係者の巻き込みや協働） ✓ ESG金融やインパクトファイナンス実践のために組織内の人材開発を行っている。
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商品・サービスの提供及び関連する取組により、顧客の防災・減災や気候変動適応等に関する取組が促進されており、環境・社会へのポジティブなインパクトの創出に貢献している。 ✓ 促進した取組により生じうるインパクトを把握し、開示している。
新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記インパクトを創出するための取組に、市場に対する新規性があり、さらにESG関連の取組の拡大につながる可能性が認められる。 ✓ 取組が自社にとって新たな挑戦であり、今後の当該企業の行動様式にポジティブな影響を与えることにつながる。 ✓ 持続可能な保険やESG金融に関するイニシアチブ等にも積極的に署名・参加している。

*重点項目については、採点時に重視します。

(iii) 評価・情報提供部門

○概要

- ・ 上記部門に分類されないESG金融に関する情報・サービスの提供（有償・無償を問わず）により、市場における情報の非対称性の緩和と、関連市場の拡大に貢献している取組を表彰します。

○申請対象

- ・ 前年度及び今年度の応募締切日までに実施した上記概要に関連する取組
(ただし、目標・戦略・フレームワークに関する項目などで上記期間以前に定めている事項に基づき取組が行われている場合、上記期間以前に定めた内容も対象となります。透明性、体制・実績、インパクト、新規性・波及性に係る項目は上記期間に実施された取組が対象となります。なお、申請においては上記期間の取組かそれ以前の取組かはわかるように記載ください。)

○想定応募者

- ・ 評価機関、情報サービス・インフラ提供者、NPO・NGO、各業界団体、コンソーシアム等

○審査基準

審査項目	審査基準
目標・戦略・フレームワーク 【重点項目*】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ESG金融の拡大や環境・社会に対してポジティブなインパクトを与えることを意図して、ESG金融に関する情報提供あるいは金融商品及び企業の評価を実施するための中/長期目標・方針・戦略に基づき実効性のある取組計画を設定し、取組を行い、進捗状況を開示している。 ✓ 特に、評価等における透明性を確保するための取組の実践や体制構築、必要に応じて組織内外が連携した取組がなされている。 ✓ 第6次環境基本計画を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資の拡大を図っている。適切な場合は、これらの同時達成に向けた統合的な資金の流れを生み出している。 ✓ 第6次環境基本計画を踏まえ、支援の必要な中堅・中小企業に対し、伴走支援を通じたサステナビリティ経営への貢献や普及啓発を行っている。又は、個人・

	消費者に対し、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらすような ESG 投資・金融の普及啓発を行っている。
透明性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報提供において他の環境・社会へのネガティブなインパクト等が無いことを確認している。また、その方法を説明/開示している。 ✓ 評価手法及び評価結果について説明/開示している。
体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中/長期の目標を達成するための経営層のコミットメント及びそれを実現するための PDCA 体制が確認できる。 ✓ 提供している ESG 関連の情報を扱った企業/金融機関数が多い。 ✓ ESG 関連の取組を対象とした評価数が多い。 ✓ ESG 金融の普及促進・ポジティブインパクト創出に向けたステークホルダー・エンゲージメントを組織として行っている。（例：政策提言や政府への働きかけ（アドボカシー）、鍵となる地域の関係者の巻き込みや協働） ✓ ESG 金融やインパクトファイナンス実践のために組織内の人材開発を行っている。
インパクト 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ESG 関連の取組を通じて、評価や情報を活用する主体による ESG 投融資やエンゲージメントが促進されるなどにより、投融資先企業の環境・社会にポジティブなインパクトを与える取組が促進されている。 ✓ また、促進した取組により生じた（生じうる）インパクトを把握して開示している。
新規性・波及性 【重点項目】	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記インパクトを創出するための取組に、市場に対する新規性があり、さらに ESG 金融の拡大につながる可能性が認められる。 ✓ 取組が自社にとって新たな挑戦であり、今後の当該企業の行動様式にポジティブな影響を与えることにつながる。 ✓ ESG 投資の拡大に向けイニシアティブ等にも積極的に署名・参加している。

*重点項目については、採点時に重視します。

(4) 特別賞及びテーマ別賞について

① 趣旨

環境問題がますます重要な社会的課題・経営課題となる中、ESG 金融を巡る国内・海外の取組は急速に進展しており、様々な規模の幅広い関係者が、環境サステナビリティをファイナンスに折り込みつつあります。本アワードでは、企業規模に照らして優れた取組や、重要な環境課題の解決に貢献している個別の優良な取組に焦点を当てるため、特別賞及びテーマ別賞を設けています。

② 賞の位置づけ・特徴

応募者の特定の取組が先進的あるいは特徴的であると認められた場合や、企業規模に照らして優れた取組を行っている場合に、各部門における特別賞として表彰します。

また、カーボンニュートラル（CN）、ネイチャーポジティブ（NP）、循環経済/サーキュラーエコノミー（CE）に関する取組について特に優れているものを、テーマ別賞として表彰します。ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等への取組の統合・シナジーの観点も考慮します。

いずれの賞も、金賞、銀賞、銅賞との重複受賞とはなりません。金賞、銀賞、銅賞が、応募者の取組をインベストメント・チェーンにおける役割に応じて総合的・包括的に評価し、高い水準にある優れた取組を表彰するのに対して、**特別賞とテーマ別賞では、キラリと光る独自性・新規性や、企業規模に照らして優れた取組を評価します。このため、今年度より、応募者の負担軽減の観点から、特別賞・テーマ別賞のみにエントリーが可能な方式を設けています。**

なお、選定の結果、特別賞やテーマ別賞の該当企業がない場合があります。

③ 選定の視点

今年度の特別賞・テーマ別賞選定における視点は以下の通りです。

なお、選定の視点は、必ずしも全てを満たすものが選ばれるという趣旨ではなく、これらの視点に照らして特筆すべき取組に焦点を当てます。

賞の種類		選定の視点
特別賞		<ul style="list-style-type: none">✓ 応募者の特定の取組が先進的あるいは特徴的であると認められる✓ 企業規模に照らして限られたリソースで優れた取組を行っている
テーマ別賞	カーボンニュートラル（CN）賞	<ul style="list-style-type: none">① 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることに貢献している② 温室効果ガスの排出量削減に向けて、革新的な技術やサービスを開発している③ 気候変動への適応に向けた革新的な技術やサービスを開発している (参考資料) 環境省「金融機関向け適応ファイナンスのための手引き」令和3年3月
	ネイチャーポジティブ（NP）賞	<ul style="list-style-type: none">① 2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せるという世界目標に貢献している② 自然資本を守り、維持・回復を目指して取り組んでいる③ ビジネスにおける生物多様性への影響評価・情報開示の促進に貢献している
	サーキュラーエコノミー（CE）賞	<ul style="list-style-type: none">① 資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すことに貢献している② 資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出すことを目指している

④ 応募上の点

特別賞及びテーマ別賞選定の参考とするため、応募取組において、特別賞やテーマ別賞に値すると考える点を、選定の視点に対応して具体的に、可能な限り定量的な情報（ケーススタディ、既に実現したインパクト及び/又は将来的に期待されるインパクトの情報等）を交えて、エントリーフォームに記載してください。

また、特別賞・テーマ別賞のみにエントリーを希望する応募者は、6.（2）に示したサブ部門別審査基準のうち、「インパクト」「新規性・波及性」に関する事項を、エントリーフォームに記入してください。「透明性」「体制・実績」のうち「体制」に関する項目については、省略できますが、この場合、金銀銅賞の審査対象とはなりませんのでご注意ください。

8. 結果発表・表彰式

(1) 結果発表

各賞の発表は表彰式にて発表いたします。

なお、結果発表後に、受賞対象金融機関、企業等に重大な法令違反、過失等が明らかになった場合、受賞が取り消されることがあります。上記に該当するような事象が発生した場合はすみやかに事務局までご連絡ください。

(2) 表彰式

表彰式は令和7年2月中旬頃に開催予定です（会場未定）。

開催日時、開催方法については、決定次第、環境省の報道発表ページでお知らせします。

なお、各賞の受賞企業には、表彰式に先立って令和7年1月末頃を目途に結果を連絡いたします。表彰式への出席者の調整やプレゼンテーションの内容等について相談させていただきます。

(3) 審査のフィードバック

表彰式後に、応募企業に対し、書類審査のフィードバックを提供します。受賞企業には、選定委員会による講評（表彰理由）が付されます。

9. お問合せ先

【金融部門に関する質問・問合せ先】 ※メール件名に「金融部門」と明記ください

ESG ファイナンス・アワード・ジャパン（金融部門）事務局：

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社

サステナブルビジネス戦略センター 正垣、小豆島、奥野

E-mail : esgf-award-kinyu@murc.jp

Tel : 03-6733-4957 (祝日を除く月～金の 10:00-17:00)